

市民意向調査で出された主な意見への対応

1. 意見募集概要

募集期間: 令和6年6月24日(月)から令和6年7月8日(月) 15日間

提出数: 38件

2. 主な意見への対応

(1)「子どもの育ちを支える施設」の種類について	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼稚園、小学校、中学校 ・ 保育所、児童養護施設、乳児院、児童厚生施設、母子生活支援施設 ・ 認定こども園 ・ 就学前の子どもが利用する施設 ・ 子どもの育ちを支える施設全て ・ 園庭がある施設 ・ このような制度は必要ない 	<p>【その他】</p> <p>左記のとおり、対象施設の範囲については、様々な意見があり、またその理由等も様々であったため、本制度の実施と関わりが深い法人保育園会と兵庫県宅地建物取引業協会尼崎支部に説明と意見聴取を行うとともに、庁内関係課と協議し、子どもの育ちを支える場である施設の中でも、「園庭を持つことが前提となっている未就学児が利用する施設」を対象とすることとしました。なお、小学校など就学児以上が利用する施設は敷地や校庭の規模が大きいため、周辺に中高層建築物等が建築されたとしても影響が限定的と考えられることから、対象外とします。</p>
(2)「子どもの育ちを支える施設まで」の距離について	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画建物による影響(日影、プライバシー、騒音...等)を受ける距離 ・ 隣接地(道路を隔てた隣接地を含む) ・ 計画建物の高さの3倍など ・ 敷地境界から1km、400m、300m、15m、10m、5m、3mなど ・ 隣接する南・東側敷地のみ ・ 商業地域や近隣商業地域等での子どもの育ちを支える施設は対象外とすべき ・ このような制度は必要ない 	<p>【その他】</p> <p>左記のとおり、対象施設までの距離については、様々な意見があり、またその理由等も様々であったため、本制度の実施と関わりが深い法人保育園会と兵庫県宅地建物取引業協会尼崎支部に説明と意見聴取を行うとともに、庁内関係課と協議し、1年のうちで最も影が長くなる冬至において、対象施設の園庭での活動が主に想定される9時から15時の間に概ね1時間以上地面に影が生じると思われる距離までを対象とすることとしました。なお、プライバシー確保の観点から、方位は考慮せず全方位とし、用途地域にかかわらず、市内全域を対象とします。</p>

(3)事前説明の内容、時期等について	
<ul style="list-style-type: none"> ・建築に関すること(日照、通風、離隔距離、プライバシー配慮、利用者像...等) ・工事に関すること(工事時間・期間、騒音、臭気、煤煙、安全対策、車両出入...等) ・説明内容は事業者と保育所等が相談して決定するべき ・計画変更が可能な時期に説明する ・事前協議書提出時まで説明する ・1年前、半年前、1か月前までに説明する ・説明時期は事業者と保育所等が相談して決定するべき ・看板設置期間を2週間から1か月などへ延長すればよい ・このような制度は必要ない 	<p>[意見を参考とする]</p> <p>説明時期については、事業計画の熟度の低い段階に説明するよう事前協議申請書提出前とします。なお、概ね1か月前までには建築事業者が保育所等に説明に行くものとしてします。</p> <p>説明資料については、事業計画の熟度の低い段階であることから、影響を確認できる図面及び資料とします。</p>
(4)その他の意見	
① 市有地売却の際、購入者を金額だけで決定するのではなく、周辺地域にとって有益な使い方となるよう条件付けしていただきたい。保育園や幼稚園が隣接している場合は、日影への配慮、視線への配慮、避難経路への配慮、工事中の音などを条件付けして欲しい。	[今回の意見公募の対象としていないもの] 頂いたご意見は庁内で共有し、今後の参考とします。
② 建築事業者と保育園等の間に市役所が入って欲しい。	[意見を参考とする] 建築事業者が保育園等に説明すると同時に市担当課にも説明等するように制度設計しています。
③ 保育園等が覗き込まれないよう、中高層建築物に目隠しを設置して欲しい。	[今回の意見公募の対象としていないもの] 今回の制度では、例えば目隠しの設置等具体的な建物に対する制限を課すものではありません。
④ 保育所等がプライバシーの保護が必要と考えるのであれば、自らの費用で解決するべきものである。	
⑤ 本制度が始まり、保育所等の近隣において中高層建築物の建築に制限が増えれば、土地評価が低くなる。土地所有者が損をする。	[今回の意見公募の対象としていないもの] 今回の制度は、建築に制限を課すものではなく、また、保育所等の同意を得るよう定めたものではありません。双方が話し合う手続きを定めたものです。

以上